

企業会計基準委員会 御中

カルナバイオサイエンス株式会社
経営管理本部 経営企画部

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました、実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」について、当社にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

権利確定条件付き有償新株予約権（以下「当有償新株予約権」という）を発行し、会社法に基づき募集した上で当該権利を割り当てる企業等は、一般的に、当有償新株予約権の割当契約を締結する者（以下「付与対象者」という）との取引について、現金を対価として第三者機関が算定した価格に基づく公正価値において有価証券等を売買取引していると理解しており、この提案に同意しない。

【理由】

当有償新株予約権に係る付与対象者との取引が、公正価値に基づく有価証券等の売買取引に該当すると考えられ、下記①から④の論点において、当有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つものではなく、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当しないと考える。

①公正価値に基づく取引である点の説明

従来、当社は、当有償新株予約権を概ね下記 1) から 5) の手続きを経て発行しており、第三者機関の計算に基づき公正価値を検討し、公正価値をもって発行価額としている。

1) 法令上の事前検討

法律家による文献、監査役監査実施要領（公益社団法人日本監査役協会）等の調査、弁護士等との相談による当有償新株予約権の法的検討を行なった。

2) 公正価値の検討

第三者評価機関に公正価値の計算を依頼し、当有償新株予約権の価値評価報告書を取得した。

3) 税務上の検討

顧問税理士との相談等により、当有償新株予約権の税務上の取扱いを確認した。

4) 会計処理上の検討

当社の会計監査人である監査法人に対して当有償新株予約権の公正価値について、当社が第三者機関から入手した価値評価報告書等の原本を提示し、法的性質を含めて説明した上で会計処理を検討した。その際、監査法人が利用する評価専門家から、当有償新株予約権の評価ロジックについて質問を受け説明を行なった。

5) 監査役に対する説明

当社監査役に対して当有償新株予約権に係る法的検討内容、税務上の取扱い、監査法人との会計処理の確認状況等を説明した。

上記手続において、当社は、当有償新株予約権の発行に際して、公正価値に基づく有価証券等の売買取引として取り扱うことが妥当であると判断した。

②当有償新株予約権の発行に際し、従業員等に対し募集を行い、割当契約に応じた付与対象者にのみ当有償新株予約権の割当決議を行なったのであり、募集に応じなかった従業員等は付与されなかった売買取引であり、かつ従業員等に限定して付与した報酬ではない点の説明

当社は、当有償新株予約権の発行時には、従業員等以外に対しても付与する予定であったが、発行上の手続きが煩雑となる理由のみにより、従業員等に限定して当有償新株予約権を付与した。したがって、当有償新株予約権の発行に際し、従業員等のみに付与することを前提としておらず、従業員等に限定した報酬として認識していない。また、従業員等のうち、諸事情により、募集に応じなかった者、また付与個数に満たない個数のみ募集に応じた者もあり、従業員等の自由意志に基づき付与対象者となったものである。したがって、当有償新株予約権を報酬として取り扱うことは事実との整合性を大きく逸脱するものと考えられる。

③1) 4. の「ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価（ストック・オプション会計基準 第2項(4)）として用いられていないことを立証できる場合」について

実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」の1) 4. に「ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価（ストック・オプション会計基準 第2項(4)）として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとし」とあるが、「用いられていないことを立証」することは論理上難しいと考えられていることから、本案に本文言を記載することは望ましくなく、かつそれを発行会社に求めることは現実的ではない。

④上記①～③を踏まえた論点

①において、当有償新株予約権が公正価値に基づく有価証券等の売買取引である点、②において、当有償新株予約権が従業員等に限定して付与する前提で設計されておらず、かつ割当契約締結をしなかった者が存在したなど、付与対象者が独自の投資判断に基づき割当契約を締結した取引である点、を説明し、当有償新株予約権が従業員等への報酬ではなく、ストック・オプション会計基準の対象ではないことを述べた。

さらに、付言すると、当有償新株予約権は当社株式の持株会等の制度と同様、従業員等が当社発行の有価証券に対して公正価値をもって投資する機会を提供する制度と理解しており、公正価値については、第三者評価機関により、将来のキャッシュ・フローの発生確率に基づくオプション価値評価理論により算定され、その結果に基づき慎重に検討してきたものである。会社と付与対象者相互に受け取る経済的利益は、払い込む現金と新株予約権とが等価であり、報酬に該当するような経済的利益は存在しないと理解している。

このような事実認識に基づいて理解していたところ、平成26年12月1日の企業会計基準委員会で「企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）の適用対象となるのかについて、必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。」と説明され、新規テーマとして検討されることとなり、実務対応報告公開草案第52号において、当有償新株予約権がストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当する旨が提言されたことは理解に苦しむところである。当有償新株予約権に類似する新株予約権を導入する企業が相当数現れてきたことは会計基準の取扱いを変更する理由とはならず、日本政府がNISA等で推奨している投資対象の選択肢を増やす一助になっているものと、昨今の状況を理解すべきである。また、当有償新株予約権の取扱いについて、これまでも法律上も税務上においても、特段の実務上の混乱は生じていないことから、本公開草案の提案内容について理解できるものとなっていない。

上記のとおり、本公開草案について理解が難しい現状において、当有償新株予約権が報酬でないことを上記に説明する以上に、当有償新株予約権の発行会社に別途諸手続きを要請することは法令上の取扱いとして適当でないものと考えられる。

したがって、本公開草案の質問1について同意しない。

また、当有償新株予約権の付与を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意しない。

以上